

第一次多摩市特別支援教育推進計画に基づくこれまでの取り組みと評価

達成評価の指標について

『A』…達成済み又は計画期間に予定通り達成予定

『B』…進捗に遅れはあるが、計画期間内には、概ね目標を達成する見込み

『C』…進捗が遅れており、計画期間内に目標まで達しない見込み

『D』…進捗が大幅に遅れている、又は未着手

I 学校での教育方法・内容（指導体制）の充実

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(1) 校長・副校長のリーダーシップ		
管理職への研修悉皆研修	東京都が実施した管理職研修へ参加。	A
市主催の特別支援教育研修（管理職向け）の実施	平成29・30年度：校長研修を実施（各年度1回） 令和元年度：校長・副校長研修を実施（各1回）	A
副校長連絡会の活用	平成28・29年度：小・中学校副校長連絡会で「発達障害の理解」「個別指導計画・就学支援シート・特例子会社」「都立特別支援学校就労技術科の概要」「自立活動」をテーマとした研修を実施。 令和元年度：市主催特別支援教育研修に位置づけ実施。	A
(2) 校内研修会の充実		
	教務主任会や特別支援教育コーディネーター研修会、進路指導主任会等で高い効果が期待される研修内容や講師等の情報を発信した。	A
(3) 校内委員会の充実		
校内委員会における個別指導計画の作成	平成28年度：特別支援教育コーディネーターが試作及び検討。 平成29年度：個別指導計画及び学校生活支援シートの作成の研修を実施。 平成30年度～：多摩市版個別指導計画を本格実施。	B
校内委員会における臨床発達心理士との連携・活用	平成28年度：特別支援教室を実施した5校の特別支援教育。コーディネーターに対し情報交換の場を設置及び実践事例について全小学校に情報提供。 平成29年度：特別支援教育コーディネーター研修会で臨床発達心理士との連携・活用の情報提供。 平成30・令和元年度：情報提供を実施。	A
(4) 特別支援教育コーディネーターの資質向上		
特別支援教育コーディネーター研修の充実	平成28年度：実施（6回） 平成29年度：実施（11回）【内訳：小・中学校合同6回、小学校単独2回、中学校単独3回】 平成30年度：実施（4回） 令和元年度：実施（4回）	A

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
発達障がいの可能性のある児童に対する校内での指導及び支援について検討の方法に特化した研修	平成28～30年度：特別支援教育コーディネーター研修会にて実施。 ※計画時は平成29年度までとしていたが、平成30年度まで継続して実施した	A
(5) 個別指導計画・学校生活支援シートの作成と活用		
個別指導計画（共通様式）の作成と活用	平成28年度：特別支援教育コーディネーターが共通様式・記入例・Q&Aを作成。 平成29年度：様式をより使いやすいように修正及び研修。 平成30年度：特別支援教室の効果的な指導のために記載項目を修正。 ※平成28～30年度に小・中学校で作成・活用に関して悉皆研修を実施 令和元年度：学習障害に関する指導方法に特化した研修を実施。個別指導計画の作成等に生かすための「特別支援教室の手引き」を作成・配付。 ※通常学級・特別支援教室・通級指導学級では共通様式になった ※固定制学級は市全体での共通様式化は図っていない ※全小・中学校での個別指導計画の作成は100%であるが、PDCAサイクルや校内委員会等の活用においては十分ではない	C
学校生活支援シート（共通様式）の作成と活用	平成29年度：共通様式の試作を行い、特別支援教育コーディネーター研修会で説明。 平成30年度：本格実施。 ※平成28～30年度に小・中学校で作成・活用に関して悉皆研修を実施 ※合理的配慮の明記・シートの活用に関して十分ではない	C
関係書式の果たす役割を精査し、「就学支援シート」と「学校生活支援シート」の一本化に向けた検討	令和元年度より、就学前後の引き継ぎ書類としてすでに作成・活用している「保育要録」、「就学支援シート」、「就学支援ファイル」等、各書類の役割や一本化の可否を含めた検討を「保幼小連携実務者会」にて開始した。	B
(6) ピアティーチャーの活用		
ピアティーチャーの効果的な活用	各年度1回、以下のテーマで研修を実施。 平成28年度：発達障害の理解 平成29年度：通常学級における特別支援教育の充実 平成30年度：小学校特別支援教室での指導について 令和元年度：通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒の障害・認知の特性および支援の具体例について	A

※「(7)交流及び共同学習の充実」「(8)保護者との連携の充実」については他の項目の達成度で評価を行うため、本表には記載せず。

2 学校への支援体制の充実

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(1) 特別支援教育に関する研修の実施		
本推進計画の理解を深めるための悉皆研修	平成27年度に中学校9校を会場として、全小・中学校教員対象とした研修を実施。 ※平成28年度は異動により、多摩市立学校の特別支援学級教員となった者を対象に研修を実施。	A
特別支援学級の担当者を対象とした研修	【各学級のニーズに応じた講師を招聘して研修】 平成28年度：小学校11校 中学校6校で実施 平成29年度：小学校12校 中学校6校で実施 平成30年度～：小学校13校 中学校6校で実施 令和元年度はこれに加え情緒固定合同研修を1回実施 【初めて特別支援学級を担当する教員を対象とした研修】 平成28年度：全7回実施 16名参加 平成29年度：全6回実施 18名参加 平成30年度：全5回実施 20名参加 令和元年度：全4回実施 14名参加 【特別支援教室専門員に関する研修】 平成30年度から年2回研修を開始。	A
進学や就労、自立の視点を踏まえた研修	平成28年度：都立南大沢学園の授業参観や就労先の見学など研修の実施。 平成29年度：都立秋留台高校からの説明や障がいのある人の就労先の見学会の実施。 平成30年度：都立秋留台高校、多摩市内保育園長、学識経験者を講師に迎え、障がいのある生徒の就労に向けた取り組みについて研修を実施。 令和元年度：知的障害のある生徒の卒業後の特例子会者への就労に関する研修を実施。	A
特別支援教育推進委員会を設定した研修（情報のデータベース化）	・特別支援教育推進委員会の設定をしなかった。当初は、発達障がいのある児童・生徒に対する具体的な支援や指導の実践例を情報共有化し、初任者や特別支援教育に初めて携わる教員が実効性のある個別指導計画を作成できるよう、推進委員会でデータベース化する計画となっていた。第一次特別支援教育推進計画策定後、国立特別支援教育総合研究所が合理的配慮の観点で、教材や学習内容等に関するデータベース化を進め、活用できる状況となったことから、本市独自でのデータベース化は未実施となった。（事例が422件） ・市小学校特別支援教室検討委員会等で協議した「障害の特性に基づく、手立ての例」をA3版にまとめ、校長会や各研修会等で配布・説明を実施。	D

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(2) 専門家チームによる派遣相談（授業相談・巡回相談）		
派遣相談の充実	平成28年度：専門家チームに学識経験者を加えた。 平成29年度～：専門家チームの学識経験者派遣について、緊急対応を可能にする仕組みに変更。	A
特別支援教室導入に伴う臨床発達心理士等の巡回相談の充実	平成28年度：新規配置された臨床発達心理士等2名に、多摩市の特別支援教育及び特別支援教室の指導に関する研修を実施。 平成29年度～：特別支援教室利用開始申請に臨床発達心理士の巡回相談を受けることが条件とする。学校と臨床発達心理士が密に連携をし、児童の実態把握を行うようになった。	A
(3) ICT機器の導入		
小・中学校知的障害学級（固定制）でのタブレット端末利用	平成30年度：諏訪中学校知的固定学級に専用端末を8台整備。 令和元年度：和田中学校・落合中学校・市内全小学校知的障害学級に専用端末を8台整備。	A
中学校自閉症・情緒障害学級（固定制）にタブレット端末の導入	平成27年度から導入し、平成30年度に専用端末を更新（多摩中学校・青陵中学校）。	A
小学校自閉症・情緒障害学級（固定制）にタブレット端末の導入	平成28年度までに多摩第二小学校・諏訪小学校・貝取小学校に8台ずつ整備済み。平成31年4月に新規開級した南鶴牧小学校自閉症・情緒障害学級については、令和元年8月に8台導入完了。	A
言語障害通級指導学級でのタブレット端末の利用	平成29・30年度：北諏訪小学校の通常の学級用端末を共用利用。 令和元年度～：難聴言語障害通級指導学級専用の端末を4台整備。	A
タブレット端末に導入する支援教材に関する検討	平成28年度～：継続的に、各特別支援学級より児童・生徒の実態に基づき、タブレットに導入を希望するアプリ等について、個別に導入の検討・対応を実施。	A
タブレット端末を活用した新たな指導法の検証	個々に応じた教育的ニーズの分析及び手立てを明確にすることを中心に検討してきたが、タブレット端末を活用した新たな指導法の検証に至らなかった。	D

第一次多摩市特別支援教育推進計画に基づくこれまでの取り組みと評価

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(4) 公立小・中学校における発達障害教育支援員等活用研究事業の成果の活用		
2年間の研究を通して得られた成果を指導の改善に役立てる	平成27年6月から平成28年3月31日まで、東京都発達障害教育指導員を配置し、学級担任と連携して発達障害の児童・生徒への直接的・個別的な支援や、学級担任による円滑な学級運営の補助等を行う研究指定を受けた。研究で得た手法はピアティーチャー研修に活用。	A

3 保護者（家庭）への支援・相談体制の充実

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(1) 特別支援教育マネジメントチーム		
マネジメントチーム及び臨床心理士の機能分化・再編	<p>平成28・29年度：試行としてマネジメントチームの中で、発達検査担当者1名を指名し、発達検査の実施とフィードバックを実施。</p> <p>平成30年度：心理士全員で発達検査を分担し、発達検査を実施。心理職と学校教育の経験がある所員との機能分化を検討。</p> <p>令和元年度：心理職と所員の機能分化に基づく試行。 ※相談件数の増加に伴い、面談や行動観察、検査などの役割分担について再検討中。</p>	C
情報の効果的な活用	<p>平成28年度：就学相談等サブシステムを導入し、学校支援課と学籍の情報や就学相談の状況に関して情報共有が可能となった。</p> <p>平成29・30年度：就学相談を受けた幼児・児童の情報を引き継ぐ際の方法や資料様式について改善。 ※学校との情報は紙媒体で実施。</p>	A
(2) ア. 就学相談の充実		
相談内容や方法の工夫・行動観察委員に対する研修	<p>平成28年度：就学相談説明会の回数を増やして対応。就学相談・行動観察の実施前に委員に対して3回の行動観察を実施した。</p> <p>平成29年度：相談資料及び就学相談の進め方について検討。</p> <p>平成30年度：就学相談の進め方について他市視察や情報収集を行い、就学支援委員会の運営方法について見直し。</p> <p>令和元年度：就学支援委員会の運営方法を変更。</p>	A
新1年生に対する通級判定の在り方	<p>平成28年度：就学支援委員会における専門家からの意見を、指導内容等に反映できるよう巡回指導拠点校に示す仕組みとした。</p> <p>平成29・30年度：具体的な指導内容等について、就学相談資料の引き継ぎの際に、巡回拠点校に示す仕組みとした。</p>	A

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(2) イ. 転学相談の充実		
相談内容や方法の工夫	<p>平成28年度：年度途中の転学希望に対して、できるだけ早く転学できるように調整を行うこととした。また、固定学級への転学が望ましい児童・生徒に対しては、フォローアップ相談として、就学後も相談を継続する体制とした。</p> <p>平成29・30年度：必要に応じて柔軟かつ迅速に対応した。</p> <p>令和元年度：年度途中の転学が多く、新たな課題が懸念されるため再検討中。</p>	A
専門家チームとの連携の充実【再掲】 2(2)、4(6)	<p>平成28年度：専門家チームに学識経験者を加えた。</p> <p>平成29年度～：専門家チームの学識経験者派遣について、緊急対応を可能にする仕組みに変更。</p>	A
(2) ウ. 通級（特別支援学級又は特別支援教室）の入級・退級判定の充実		
入級判定	<p>平成28年度：心理職の意見を参考に、校内委員会において必要性を検討し、保護者と合意形成を図った上で、教育委員会で書類審査を行う仕組みで整備。</p> <p>平成29年度：随時入級を可能とし、毎月申請を受付ける方法に変更。</p> <p>平成30年度：入級時に退級までの目標を見通した申請書を作成し、特別支援教育での指導の充実を図るよう改善。</p> <p>令和元年度：指導開始希望者全員の発達検査の実施及び医師等の入った判定会の実施を行う形態に変更。</p>	A
退級判定	<p>平成30年度：随時退級に向けた検討をするにあたり、近隣市の状況の把握を実施。</p> <p>令和元年度：検討を行い、判定の試行を実施中。</p>	B
(2) エ. 合同見学会・体験入級の充実		
合同見学会・体験入級に関わる情報の発信	<p>平成28年度～：市内公立小・中学校の特別支援学級及び多摩桜の丘学園の合同見学会・体験入級に関する一覧表を作成し、保護者に配布するなど発信。</p>	A

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(3) 特別支援教育の啓発活動の充実		
啓発資料の作成	<p>平成28年度：平成29年度に特別支援教室を導入する12校の保護者向けリーフレットの作成・配布。</p> <p>平成29年度：特別支援教室の保護者向けリーフレットを小学校全家庭に配布。 特別支援教室巡回の手引きに、資料を掲載し、小学校全教員に配布。 小学校PTA連絡協議会の研修会及び中学校PTA連絡協議会において、就学支援シート等の説明を実施。</p> <p>平成30年度：中学校PTA連絡協議会において、就学支援シートの説明を実施。</p> <p>令和元年度：小学校特別支援教室の全校拠点校化、対象児童に関するリーフレットの作成及び配布。</p>	A

4 関係機関との連携

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(1) 就学支援ファイル・就学支援シート・相談支援ファイル(すてっぷ)の活用		
就学支援シートの活用と連携の促進	<p>平成28年度：幼稚園・保育園園長会で、就学支援シートの活用を依頼。 小・中学校長会、特別支援教育コーディネーター研修会にて就学支援シートの説明。 就学相談説明会にて就学支援シートの説明。 都立高校への支援の引き継ぎのため東京都教育委員会へ依頼し引き継ぎ可能となる。</p> <p>平成29年度～：中学校PTA連絡協議会において、就学支援シート高等学校向けの周知を実施。 都内私立高等学校への引き継ぎが連携により可能となる。</p> <p>平成30年度：都内高等専修学校への引き継ぎが連携により可能となる。 就学支援シート活用事例をまとめ一部配布を開始。</p>	A
記載内容の整理や様式の検討	<p>平成28年度：就学支援ファイルや就学支援シート及び相談支援ファイルの活用状況把握のためのアンケートを実施。</p> <p>平成29年度：就学支援シートのより効果的な活用のためのアンケートを実施し、実態を把握。</p> <p>平成30年度：保幼小連携合同研修会において、有効な引き継ぎ内容等について意見交換を実施。</p>	A
(2) 保育園・幼稚園・都立高等学校との連携の充実		
「かがやきブック」等の活用	<p>平成28年度：保育園・幼稚園と小学校特別支援教育コーディネーターの合同研修会を実施。 (実施回数2回、参加延べ124名)</p> <p>平成29年度：保幼小合同研修会を実施。 (実施回数2回、参加延べ120名)</p> <p>平成30年度：保幼小合同研修会を実施。 (実施回数2、参加延べ144名) 「かがやけ！たまっ子1年生」を次年度就学予定者に配布。</p>	A
東京都立永山高等学校との連携 【再掲】4(1)	<p>平成28年度：都立永山高等学校をはじめ、都立学校全体に対して就学支援シート等を活用し中学校から支援の引き継ぎが行えるように、東京都教育委員会に協力を依頼し可能となった。 都立永山高等学校特別支援教育コーディネーターの、多摩市の研修会への参加を実現。</p> <p>平成29年度：中学校から高等学校への就学支援シートの引き継ぎについて、私立高等学校への引き継ぎが可能となった。</p> <p>平成30年度：中学校から高等学校への就学支援シートの引き継ぎについて、都内高等専修学校への引き継ぎが可能となった。</p>	A

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(3)都立特別支援学校との連携		
東京都立多摩桜の丘学園に関する情報の発信と活用	<p>平成28年度：小・中学校に対して、都立多摩桜の丘学園の授業相談を実施し、指導・助言を受けた。 （実施校数：15校・実施回数延べ32回）。</p> <p>平成29年度：都立多摩桜の丘学園の授業相談実施。 （実施校数：15校・実施回数延べ32回）。 小学校PTA連絡協議会を対象とした都立多摩桜の丘学園の見学会を実施（参加者9名）。</p> <p>平成30年度：小学校PTA連絡協議会、中学校PTA連合会対象とした、都立多摩桜の丘学園の見学会を実施（参加者18名）。</p>	A
(4)副籍制度の活用		
副籍制度の活用を通じた働きかけ	<p>平成28年度：特別支援教育コーディネーター研修会にて実践事例を提供し、副籍交流の充実を推進。</p> <p>平成29年度：コーディネーター研修会や小学校PTA連絡協議会などにおいて、副籍交流の意義や事例の説明を実施し、理解・啓発を図った。</p> <p>平成30年度：引き続き特別支援教育コーディネーター研修会において、充実を図った。</p>	A
(5)子育て・福祉部門との連携		
多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会との連携等の強化	<p>平成28年度：教育センターと発達支援室の常勤職員が兼務となったことで連携体制の強化を図り、子ども家庭支援ネットワーク連絡会の事務局と委員が可能な限り恒常的に連携できる体制とした。</p> <p>多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会発達障害・特別支援チームの分科会において、多摩市特別支援教育推進計画に関する具体的な取組（小学校特別支援教室の導入等）について、情報共有を図った。</p> <p>平成29年度：前年度に引き続き、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会発達障害・特別支援チームにおいて、保幼小連携（多摩市版入学ガイドブック「仮称 かがやけたまっ子1年生」の作成等）について情報共有を行った。</p> <p>平成30年度～：前年度に引き続き、多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会発達障害・特別支援チームにおいて、切れ目の無い支援を実施するために、特別な支援を必要とする就学児に関するケース事例検討を実施した。</p>	A

(6)特別支援教育に精通した専門家チームとの連携の充実		
専門家との連携の充実 【再掲】 2 (2)、 3 (2)イ	平成28年度：専門家チームに学識経験者を加えた。 平成29年度～：専門家チームの学識経験者派遣について、緊急対応を可能にする仕組みに変更。	A

5 学級整備

学級別の整備の方向性（「整備方針」より）

学級種別		平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価	
特別支援学級	知的障害学級 (固定学級)	小学校	令和元年度：平成30年度末をもって、諏訪小学校の知的障害学級を閉級し、諏訪小学校と永山小学校の知的障害学級を統合。 小・中学校ともに3校体制とし、ニーズの増加に対しては学級増で対応とする。	A
		中学校		A
	自閉症・情緒障害学級 (固定学級)	小学校	平成29年度：多摩第二小学校に開設。 令和元年度：南鶴牧小学校に開設し、4校で受け入れを実施。	A
		中学校		平成28年度：学級数の増加に対応するための施設整備。 新設については、検討した結果、引き続き2校にて受け入れ。
	情緒障害等通級指導学級	小学校	平成28年度：巡回指導に対応するため、拠点校を1校新設。 平成29年度：市内全小学校において特別支援教室を導入。 平成30年度：大松台小学校を単独拠点校とした。 令和元年度：市内15校が単独拠点校となった。	A
		中学校		引き続き1校にて受け入れ。ニーズの増加に対しては学級増で対応する。
	難聴通級指導学級・言語障害通級指導学級	小学校	平成29年度：言語障害等通級指導学級の指導場所を北諏訪小学校に移転。難聴通級指導学級については引き続き教育センター（諏訪複合教育施設）内にて指導を実施。	A

(1) 特別支援学級の配置について

施策項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(1)ーア 知的障害学級（固定学級）		
東寺方小学校	引き続き、3校にて受け入れを実施。	A
東落合小学校		
永山小学校		
(1)ーイ 小学校自閉症・情緒障害学級（固定学級）の新設		
多摩第二小学校	平成28年度：多摩第二小学校自閉症情緒障害学級開設準備委員会を設置。 平成29年度：多摩第二小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設。	A
ニュータウン西側エリア	平成28年度：平成29年2月にニュータウン西側エリアの設置校は南鶴牧小学校とすることを決定。 平成30年度：南鶴牧小学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会を設置。 令和元年度：南鶴牧小学校自閉症・情緒障害特別支援学級を開設。	A
(1)ーウ 特別支援教室の導入		
一部小学校における特別支援教室（巡回指導）実施	平成28年度：市内5校に特別支援教室を導入した。	A
市内全小学校での特別支援教室（巡回指導）実施	平成29年度：市内12校に特別支援教室を導入し、市内全小学校において特別支援教室の導入が完了した。	A

特別支援教室 導入開始年度	拠点校 （導入当時）	巡回校 （導入当時）		
平成28年度	連光寺小学校	多摩第一小学校		
	聖ヶ丘小学校	北諏訪小学校	諏訪小学校	
平成29年度	瓜生小学校	永山小学校	豊ヶ丘小学校	貝取小学校
	南鶴牧小学校	東落合小学校	西落合小学校	大松台小学校
	愛和小学校	多摩第二小学校	多摩第三小学校	東寺方小学校

項目	平成28年度～令和元年度の進捗状況	評価
(2)学区制の段階的導入		
小学校知的障害学級	平成28年度よりゆるやか*な学区制を導入した。	A
小学校自閉症・情緒障害学級	平成29年4月に多摩第二小学校、平成31年4月に南鶴牧小学校にそれぞれ開設し、4校体制となったため、令和2年度からゆるやか*な学区制を導入することを決定した。	A
中学校知的障害学級	平成28年度よりゆるやか*な学区制を導入した。	A
中学校自閉症・情緒障害学級	平成28年度よりゆるやか*な学区制を導入した。	A

※ゆるやか・・・小・中学校知的固定学級及び中学校情緒固定学級については、原則住所に基づく学校（特支指定校）へ就学することになるが、「特支指定校以外の設置校に就学できる基準」に該当する場合は、住所に基づく特支指定校以外の設置校に就学することが可能（異なる学級種別への就学は不可）。また、設置当初に「今後の施設整備に影響がない範囲で受け入れに余裕がある学校を希望することができる」という経過措置を行ったため、「ゆるやか」と表記している。